

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260623	防長交通株式会社(法人番号3250001009252) 代表者東田成民	山口県周南市松保町7番9号	周南営業所	山口県下松市南花岡5丁目9番1号	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年2月12日及び同年3月25日に、健康起因事故を惹起したことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、病労等による運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、(3)運行基準図の記載事項義務違反(運輸規則第27条第1項)、(4)運行基準図による運転者への指導義務違反(運輸規則第27条第1項)、(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	9	9